

今回のテーマ：年金制度が変わる！？

Q. 今後、年金制度改革が行われると聞きました。どのような点が変更になるのでしょうか？

A. 令和2年5月29日「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が成立し、6月5日に公布されました。

実務に影響力の大きそうなことは、「被用者保険の適用拡大」です。現行制度においては、法人単位で500人以下の事業所においては、いわゆる社会保険の適用基準が「4分の3要件」、すなわち正社員の4分の3以上の労働時間の者は加入義務があります。たとえば、正職員が週40時間の事業所においては、週30時間以上の者が社会保険への加入義務があります。一方、現行制度においても、法人単位で500人を超える事業所においては「週当たり労働時間が20時間以上」の人が、社会保険への加入義務があります。今後は、令和4年10月には100人超規模、令和6年10月には50人超の事業所においても「週当たり労働時間が20時間以上」の人に社会保険の適用範囲を拡大します。上記に示した一定規模以上の事業所においては、コスト負担の影響は大きいものと思われます。

その他には在職中の年金受給の在り方の見直しです。60歳から64歳時に支給される年金制度に令和4年4月から変更があります。詳細は紙面の関係上、端折りますが、働いて賃金を得たとしても、従来よりも年金の停止がされにくくなる、といえます。

社会保険の適用される従業員の範囲が広がります！

.....

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205
湖東ビル 2階 2-2号室
TEL 077-518-1960
FAX 077-586-7481
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp
HP <http://www.office-kojitani.com/>



.....

執筆者プロフィール

滋賀県内外約400社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。

日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！